

自動販売機の設置に係る市有財産貸付契約書（案）

賃貸人 大仙市（以下「甲」という。）と賃借人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを賃借する。

2 貸付面積は、1台あたり1.4m²とする。

施設名	設置箇所	所在地『大仙市』	貸付料（年額）
○○○○○	○○○○	○○○○	○○,○○○

（使用目的等）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機（以下「自販機」という。）の設置場所として使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を使用するにあたっては、別紙記載の「自動販売機の設置に係る市有財産貸付仕様書」を遵守しなければならない。

（貸付期間等）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額○○,○○○円（消費税および地方消費税額○○,○○○円を含む。）とする。

2 乙は、前項の貸付料を、年度ごとに甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。

3 乙は、貸付料の年額を、当該年度の4月30日までに支払わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は正当な理由がある場合は、貸付料を改定することができる。

5 第1項の消費税および地方消費税の額は、契約日時点の税率により計算したものであり、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率に従い計算した額を貸付料とする。

（遅延損害金）

第6条 乙は、指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、貸付料に年14.6パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納めなければならない。ただし、遅延損害金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（電気料金の支払い）

第7条 乙は、本契約に基づき設置した自販機に電気使用量を計測するメータを設置しなければならない。

2 甲は、前項のメータにより当該自販機に係る電気使用量を月ごとに計測し、次式により電気料金を計算するものとする。

電気料金（消費税込み、円未満切り捨て）＝自販機電気使用量×（自販機設置施設の当該契約電気料総額／自販機設置施設の当該契約電気総使用量）

電気料金は、基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含む）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額とする。

3 乙は、上記電気料金を月ごとに甲の発行する納入通知書により、その指定期日までに支払わなければならない。

（引き渡し）

第8条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を乙に引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、賃貸借契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他契約不適合事項があることを発見しても、貸付料の減額、損害賠償その他の請求をすることはできない。

（現状の変更）

第10条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項の規定による申し出があったときは、速やかに事情を調査し、その認否を書面により乙に通知するものとする。

（修繕義務等）

第11条 甲は、貸付物件の修繕義務を負わないものとし、貸付物件の維持、保存、改良その他他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（き損等の報告）

第12条 乙は、貸付物件の全部もしくは一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件を滅失し、又はき損した場合は、自己の費用をもって貸付物件を原状に回復しなければならない。

（転貸等の禁止）

第13条 乙は貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

2 乙は、本契約に基づく自販機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

（実地調査等）

第14条 乙は、4月30日までに前年度の貸付物件にかかる売上状況等を甲に報告しなければならない。この場合において、乙は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第15条 乙は、第4条に定める期間中に、第3条又は前条に定める義務に違反したときは、第5条に定める貸付料の年額の1割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情であると甲が認めたときは、この限りではない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 甲において、施設を廃止するとき。
- (3) 乙が納付期限後3か月以上経過しても貸付料を支払わないとき。
- (4) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (5) 乙が重要な事項に関して、虚偽があったとき。
- (6) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申し立ての事実が生じたとき。
- (7) 乙が主務管庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃業、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙は、自己の都合により契約を解除することができる。ただし、3か月前に甲に通知しなければならない。

(暴力団等の関与に対する大仙市の解除権)

第17条 甲は、乙の役員又は経営に事実上参加している者が集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められることが判明したときは、本件契約を解除することができる。この場合において、解除権の行使により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責を負わない。

(貸付料の清算)

第18条 この契約が貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が第16条第1号並びに2号によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合を除くほか、甲は、既納の貸付料のうち未経過期間の貸付料に相当する額を返還しないものとする。

(貸付物件の返還)

第19条 貸付期間が満了した場合、又は第16条並びに第17条の規定により、この契約が解除された場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めたときは、この限りではない。

(損害賠償)

第20条 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部もしくは一部を滅失し、又はき損した場合は、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、第12条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りではない。

2 前項本文に規定する場合のほか、乙が本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(第三者への損害賠償)

第21条 乙は、自らが貸付物件に設置した工作物等により、第三者が損害を被ったときには、一切の責任を負担するものとし、すべて自らにおいて処理を行い、甲に何らの負担も生じさせないものとする。

(費用負担等)

第22条 乙は、自動販売機が使用できるようにするための費用をすべて負担することとし、第16条並びに第17条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があつても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第24条 乙は、所在地（又は住所）、商号又は名称、連絡先電話番号等に変更があつたときは、速やかに甲に対して届け出なければならない。

(管轄裁判所)

第25条 この契約から生ずる一切の法律上の訴訟については、本物件の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第26条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

賃貸人（甲） 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
大仙市
大仙市長 老 松 博 行

賃借人（乙） 住所
法人名
代表者名